

平成31年（令和元年）度 日本包装学会 学会賞・奨励賞

候補者推薦のお願い

日本包装学会賞は広く包装学又は包装技術に関する研究において独創的かつ業績顕著なものを対象としており、受賞者には賞状及び副賞（吉野賞7万円）が贈られます。

日本包装学会奨励賞は、包装学又は包装技術に関する優れた萌芽的研究をなし、今後さらに発展が期待されるもの（推薦年度末において40歳以下）を対象としており、受賞者には賞状及び副賞（3万円）が贈られます。

日本包装学会論文賞は Vol.28 平成31年1月から令和元年12月までの間に本学会誌に掲載された研究論文の内から優れていると認められるものを対象としており受賞者には賞状及び副賞（竹田賞3万円）が贈られます。

このたび本学会授賞規程に従い、平成31年（令和元年）度日本包装学会賞の推薦を下記により受け付けますので、候補者の推薦をお願いします。推薦は当学会指定の用紙にご記入の上、必要書類を添えて、日本包装学会事務局までご送付ください。

推薦の締切：令和2年2月28日

推薦書の用紙請求及び提出先：日本包装学会事務局

〒169-0073 東京都新宿区百人町1-20-3 バラードハイム703

TEL (03) 5337-8717 FAX (03) 5337-8718

平成30年度日本包装学会 学会賞・奨励賞・論文賞は、それぞれの授賞規程及び内規に従い、選考委員会及び審査委員会が厳正な選考を行った結果、次のように決定した。表彰式及び受賞講演は日本包装学会第28回年次大会（令和元年7月11・12日 東京大学 弥生講堂）会期中に行われた。

平成30年度日本包装学会学会賞：永井一清 明治大学

平成30年度日本包装学会奨励賞：該当なし

平成30年度日本包装学会論文賞：佐藤英明 アサヒビール（株）

平成 31 年（令和元年）度日本包装学会 学会賞・奨励賞
受賞候補者推薦書

令和 年 月 日

日本包装学会
学会賞等選考委員長 殿

推薦者氏名

印

所 属

連絡先 〒

TEL.

平成 31 年（令和元年）度日本包装学会 学会賞・奨励賞 受賞候補者として下記のとおり推薦します。

記

1. 受賞候補者

氏 名（単記）

所 属

2. 業績名称（受賞の対象となる業績全体を表す名称）

3. 業績内容（本賞受賞の対象となると思われる論文、著作、特許等を別紙に一覧）

4. 推薦理由（別紙 500 字～1000 字程度）

5. 過去における受賞歴

日本包装学会賞等授賞規程

(総 則)

第 1 条 日本包装学会賞、日本包装学会奨励賞、および日本包装学会論文賞の授賞についてはこの規程の定めるところによる。

(賞)

第 2 条 本学会に日本包装学会賞、日本包装学会奨励賞、および日本包装学会論文賞を設ける。

(副賞)

第 3 条 日本包装学会賞の受賞者には賞状および副賞（吉野賞）を贈る。日本包装学会奨励賞の受賞者には賞状および副賞を贈る。日本包装学会論文賞の受賞者には賞状および副賞（竹田賞）を贈る。

(対 象)

第 4 条 日本包装学会賞は、広く包装学又は包装技術に関する研究において、独創的かつ業績顕著なものに対して授与する。

2 日本包装学会奨励賞は、包装学又は包装技術に関する優れた萌芽的研究をなし、今後さらに発展が期待される者（推薦年度末において 40 歳以下）に授与する。

3 日本包装学会論文賞は、学会賞等選考委員会の開かれる前年の 1 月から 12 月までの間に本学会誌に掲載された一般論文の全てが審査対象論文となり、その内から優れていると認められるものの著者に対して授与する。

(推 薦)

第 5 条 日本包装学会賞および日本包装学会奨励賞の候補者を推薦しようとする者は、本学会指定の推薦書に所定事項を記入し、論文別刷りその他必要な参考資料を添えて毎年 2 月末日までに、学会賞等選考委員会委員長に提出する。

第 6 条 日本包装学会賞、日本包装学会奨励賞、および日本包装学会論文賞の候補者選考のため、学会賞等選考委員会をおく。学会賞等選考委員会の運営に関する内規は別に定める。

(受賞者の決定)

第 7 条 会長は学会賞選考委員会の選考結果につき賛否を理事会にはかる。受賞者は理事会出席者の三分の二以上の賛成を得なければならない。

(受賞者の表彰)

第 8 条 受賞者の表彰は毎年通常総会後の表彰式で行う。

(副賞等に関する内規)

第 9 条 副賞等に関する内規については別に定める。

(改 廃)

第 10 条 本規程の改廃は、理事会出席者の三分の二以上の議決により行うことができる。

2 本規程の改廃の結果は、総会に報告しなければならない。

付 則 この規程は、平成 5 年 9 月 29 日に制定、施行する。

付 則 この規程は、平成 7 年 10 月 27 日に改訂、施行する。

付 則 この規程は、平成 9 年 5 月 8 日に改訂、施行する。

付 則 この規程は、平成 9 年 12 月 11 日に改訂、施行する。

付 則 この規程は、平成 12 年 3 月 29 日に改訂、施行する。

付 則 この規程は、平成 19 年 4 月 18 日に改訂、施行する。

付 則 この規程は、平成 23 年 4 月 27 日に改訂、施行する。

付 則 この規程は、平成 25 年 11 月 18 日に改訂、施行する。